

協議離婚の記入例

(復氏して新戸籍をつくる場合)

(1) 住所には、離婚届出時点での住民登録地を記入してください。

※離婚届と同時に転出届や転居届・世帯分離届をした場合でも届出前の住所及び世帯主を記入してください。

(2) 本籍地は戸籍どおりに正確に記入してください。

(4) 妻(または夫)が婚姻前の氏に戻る場合に記入してください。

※復籍するか新戸籍を編製するかは妻(または夫)の自由ですが、子の入籍を考えている場合は、新戸籍をつくるほうがよいでしょう。

※復籍する戸籍がすでに除籍となっている場合は新戸籍をつくってください。

※妻(または夫)が婚姻中の氏を引き続き使用する場合は、この欄には記入せず、別添戸籍法第7条の2届出が必要です。

届書の署名は必ず本人が自署してください。届出人の押印は任意ですが、押印する場合は別々の印鑑をお願いします。

離婚届

令和 年 月 日 届出

午前・午後 時 分

兵庫県伊丹市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号						
送付 令和 年 月 日	兵庫県伊丹市長 印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票 <input type="checkbox"/>	通知

(1) 氏名	夫 伊丹 太郎	妻 伊丹 市子
生年月日	昭和・平成 59年 1月 10日	昭和・平成 元年 7月 22日
住所	兵庫県伊丹市宮ノ前2丁目 2番2-202号	兵庫県伊丹市池尻4丁目 1番地1
(2) 本籍	兵庫県伊丹市宮ノ前2丁目2番地 番地番	
父母及び養父母の氏名	夫の父 伊丹 一三	妻の父 昆陽 道夫
父母との続き柄	母 榮子	母 春子
離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏にもとめる者の本籍	兵庫県神戸市下山手通五丁目10番地 氏名 昆陽 市子	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 伊丹 春太郎	妻が親権を行う子 伊丹 夏子
同居の期間	昭和・平成 令和 27年 11月 から 令和 2年 12月 まで	
別居する前の住所	兵庫県伊丹市宮ノ前2丁目2番2-202号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3に当てはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4に当てはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者がいない世帯 <small>(国勢調査の年の4月1日から翌年3月31までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名	夫 伊丹 太郎 印	妻 伊丹 市子 印
事件簿番号		

記入の注意

- 鉛筆や消えやすいインキ、消えるインキのボールペンで書かないでください。
- この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要です。届書は1通でさしつかえありません。
- そのほかに必要なもの 調停離婚のとき → 調停調査書の謄本
審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書 和解離婚のとき → 和解調査書の謄本
判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書 認諾離婚のとき → 認諾調査書の謄本

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	昆陽 道夫 印	昆陽 春子 印
生年月日	昭和 37年 11月 25日	昭和 40年 12月 22日
住所	兵庫県伊丹市池尻4丁目 1番地1	左に同じ
本籍	兵庫県伊丹市池尻4丁目 1番地 番地番	左に同じ

左欄(3)(4)離婚の種類等・(9)別居する前の世帯の主な仕事等及び下記枠内の内容について、該当する口に☑を記入してください。

氏のみかたは必ず記入してください。

(5)未成年の子がいる場合は、子どもの親権者をどちらにするか必ず記入してください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- 未成年の子がいる場合は、次の口をあてはまるものにししをつけてください。
 - 面会交流について取決めをしている。
 - 面会交流について取決めをしていない。
 - まだ決めていない。
- 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の口をあてはまるものにししをつけてください。
 - 養育費の分担について取決めをしている。
 - 取決め方法:(公正証書 それ以外)
 - まだ決めていない。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページにも掲載しています。日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

【伊丹市に離婚届をする場合の必要書類】

- ◎届書 1通
- ◎夫婦の戸籍謄本または全部事項証明書 1通
(※本籍地が伊丹市にある場合は添付を省略することができます)
- ◎署名欄に押印された場合はその印鑑(押印は任意です)
(※訂正印として必要な場合があります)
- ◎身分証明書(運転免許証・旅券・個人番号カード・健康保険証など)